

役員を選任に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、役員を選任に関する事項を定めることを目的とする。

(選任)

第2条 理事及び監事は、正会員の役員（執行役員含む）の中から総会の決議により選任する。ただし常勤理事、監事のうち1名については、会員外から選任することができる。

(支部推薦)

第3条 各支部から理事の候補者を1名ずつ推薦できるものとする。ただし、各支部から理事候補者として推薦された者についても総会の決議により選任する。

2 前項の推薦者の選定にあたっては、各支部の定めによるものとする。

(一般的規定)

第4条 役員を選任については、総会において議長の指揮とその定める秩序に従って行う。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

本規程は、一般社団法人東京建設業協会としての登記の日から適用する。